

公 告

地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、南国市が発注する物件等一般競争（指名競争入札を含む。以下同じ。）入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和 4 年 1 月 13 日

南国市長 平山 耕三

第 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

競争入札に参加できる者は、審査基準日（令和 4 年 1 月 1 日）における事項において、資格審査を受け、南国市競争入札参加資格有資格者名簿に登録された者とする。ただし、次に掲げる事項に該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の各号のいずれかに該当する者
- 2 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- 3 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- 4 直前 1 年間に手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- 5 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則第 3 条各号のいずれかに該当する者
- 6 市内業者については令和 4 年 1 月 1 日、市外業者については令和 3 年 11 月 30 日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。
- 7 市内業者について、代表者個人が令和 4 年 1 月 1 日までに納期限の到来した南国市の公租、公課ならびに使用料を滞納している者。ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りでない。

第 2 申請書の提出時期及び方法

1 申請書提出期間

令和 4 年 2 月 1 日(火) ～ 令和 4 年 2 月 28 日(月) 午後 5 時

2 提出書類

- (1) 競争入札参加資格審査申請書
- (2) 添付書類
 - ① 営業概要書
 - ② 営業種目一覧表

- ③ 営業実績調書
- ④ 法人事業者は登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、
個人事業者は代表者の身分証明書（写し可）
- ⑤ 印鑑証明書の写し（実印を契約印として使用する場合）
- ⑥ 納税証明書（受任者である営業所の証明書も提出すること）（写し可）
 - （ア）国税 個人事業者＝証明書の様式その3の2
法人事業者＝証明書の様式その3の3
 - （イ）県税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書
 - （ウ）市税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書
（市内業者については令和4年1月1日、市外業者については令和3年11月30日までに納期限の到来した税について滞納がない旨の証明書）
- ⑦ 年間委任状（年間を通じて入札、契約等の権限を委任する場合のみ。様式は任意）
委任期間 令和4年6月1日から令和5年5月31日まで
- ⑧ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書
- ⑨ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書 2部（うち1部写し可）
- ⑩ 営業に係る許可証・認可証等の写し
- ⑪ 代表者個人の市税納税証明書または様式1（市内業者のみ）
代表者が南国市外に住民登録し、市税について課税がない場合は、様式1により南国市税務課において証明を受けてください。
- ⑫ 収納状況調査についての承諾書（市内業者のみ）（様式2）2部（1部写し可）
- ⑬ 受付票
- ⑭ 返信用封筒（審査後受付票を返送します。84円切手貼付、定型サイズ、返送先記入、ハガキ不可です）
- ⑮ 提出書類チェックリスト

※ 官公署発行の証明書類については、申請の日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

※ 提出書類（申請書+添付書類①～⑫）は、A4判フラットファイル綴じ（ピンク色）をしてください。添付書類⑬～⑮は綴じずに一番上にはさんでおいてください。ファイルの背表紙に商号または名称を記入し、1部を提出してください。

3 有効期間

1年間（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）

4 申請書の提出先

〒783-8501 南国市大桶甲2301

南国市役所 財政課管財係 TEL 088-880-6552

5 提出の方法

持参または郵送 令和4年2月28日（月）午後5時必着

持参する場合も、審査終了後に受付票を郵送します。

第3 資格の取消し

市長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 第1の1～7に掲げる事項のいずれかに該当することとなった者
- 2 提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、または虚偽の記載をした者

第4 申請書の変更届

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を直ちに市長に提出しなければならない。

第5 組織変更等に伴う再審査

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができるものとする。この場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては、有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者。
- 2 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った者。

【注意事項】

水道事業についても財政課で受付を行いますので、上下水道局へ別途提出する必要はありません。